

W01774823 号-4

平成 20 年 9 月 12 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン（有）
代表取締役 野井伸悟

平成 20 年度 第 1 回定期監査 報告書 (その 4) 埋設事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	平成 20 年度 第 1 回定期監査	
監査対象部門	(その 4) 埋設事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所	
監査実施日	平成 20 年 7 月 31 日、8 月 4 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)	<input type="text"/> 、 <input type="text"/>

2. 平成 20 年度 第 1 回 定期監査の視点

2.1 第三者監査の背景とこれまでの状況

今回の監査視点を述べる前に、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJ と記す)は、日本原燃(株)殿(以下、JNFL と記す)に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、平成 19 年度末までに年 2 回の頻度で、計 8 回の定期監査を実施してきた。

この一連の第三者監査では、常に「品質保証体制の改善策(以下、改善策と記す)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の対応効果を反映して適切に実施されていることの確認にも注力した。

なお、濃縮事業部及び埋設事業部は、改善策に係る水平展開部門という位置づけで、平成 16 年度第 2 回から監査対象になっている。

改善策は小分類レベルで 32 項目に及ぶものであるが、第三者監査が 4 年目となる平成 19 年度において、改善策の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行なった。総合結論は次の通りであった。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02)

注記：個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。（日本原燃）

- 中・長期にわたる展開を必要とする人事関連事項には継続進行中のものがあるが、ほとんどの「改善策」は所期の目標を達成している。目標を達成した項目の大半は、その成果が規定類に取り込まれて定常業務の中に定着している。
- 上記の状況においては、PDCA 展開機運を維持・継続すると共に、改善策に盛込まれた理念を風化させることなく継承することが最大の課題であり、期待でもある。

2.2 平成 20 年度 第 1 回（通算第 9 回）定期監査の対応方針

上述した状況、ならびに、再処理事業部の業務が設備試験段階から運転（操業）段階へ移行する状況を踏まえて、平成 20 年度第 1 回の定期監査での注力点を表 1 のように設定した。

埋設事業部に対しては、主として注力点②及び③に関する監査を行った。

表 1 平成 20 年度・第 1 回定期監査の注力点と対応方針

注力点	監査の対応方法
①問題点（不適合、ヒヤリハット等）を観察・経験した場合の対応状況	<p>(1) 平成 20 年 1 月以降に再処理事業部で発生した一連の不適合に関する資料や、不適合管理／予防処置に関連した他の資料があれば提供していただく。</p> <p>(2) 上記に関連して新規制定または改正した代表的な規定類を提供していただく。</p> <p>(3) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。</p> <p><u>監査基準：</u> 上記(2)の査読結果として設定する。</p>
②品質マネジメントシステム（QMS）視点で見た運転・保守に係わる対応状況	<p>(1) 先ず、文書監査の対象として、運転及び保守に関して各事業部が制定している最上位規定と直属下位規定（3 種類程度）の最新版を提供していただく。</p> <p>(2) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。</p> <p>■被監査部門は各事業部の運転部門及び保守担当部門とする。 具体的には、事務局と調整する。</p> <p><u>監査基準：</u> 上記(1)の査読結果として設定する。</p>
③改善策の対応成果が、風化することなく業務に生かされ続けていることの確認	<p>「室」部門及び各事業部の代表部門にて、「改善策」に係る項目あるいは当該部門の通常業務を任意に抽出して、実地監査対象にする。また、事業部においては現場監査を取り入れる。</p> <p><u>監査基準：</u> 品質保証体制の改善策、及び関連する社内規定</p>

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成し、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、ある単位の業務を実施するための理念・方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものであり、表1に示した「注力点」に応じて、文書監査の対象文書を選定することとした。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署にて新規制定又は改正された規定類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合に説明を求めた。

なお、「現場監査」を組み入れた場合には、監査対象業務に係る規定類の内容把握を行い、この過程での気付き事項があれば提起することとした。

実地監査（現場監査を含む）は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、被監査部署に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示と説明を求め、説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

4. 評価の基準

客観的な監査所見を述べるために、監査基準を定めておくことが必要である。

このたびの監査では必ずしも改善策のみに特化しない場合があるため、監査テーマに応じて監査基準を定めることとし、基本的な考え方を表1に示した。

いずれの場合でも底流には JEAC 4111-2003 を置き、また、一部に LRJ の知見を活用した。

5. 監査結果の評価表示

監査結果は表2の区分で表示した。特記のない場合は「良好」とみなす。

なお、部門ごとの監査事項が複数あり総合所見が「良好」という判定であっても、提言事項があれば提起した。

表2 監査結果の表示

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	規定類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後により優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

6. 監査結果

埋設事業部の監査対象部門に対する監査結果の詳細を添付—1に記載し、監査の日程と出席者を添付—2に示す。

埋設事業部に対する総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

① 「指摘事項」は観察されない。「提言事項」2件を提起した。

提示を求めた規定類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部署にも「指摘事項」は観察されなかった。これまでの監査所見でも述べてきたように、ルール／手順を適切に文書化したうえで、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が定着していると見なせる。

2件の「提言事項」は、放射線測定器類に係るものであり、1件はサーベイメータ等に不具合が発見された際、放射線測定器類管理者が過去の測定結果の妥当性を評価した結果に対して、放射線管理課長が承認するプロセスの必要性を提起したものである。

もう1件は、協力会社の校正者は協力会社内で認定されているが、当該認定に際しての資格認定条件の明確化を求めたものである。

提言事項の採否は、被監査部門の任意でよいとの位置づけであるが、参考にしていただきたい。

② 「品質保証に係る活動」のPDCAの展開が維持・継続されている。

これまでの定期監査において、「改善策」及び「品質保証に係る活動」のPDCAの展開状況について継続的な監査を実施してきた。PDCA展開はいろいろな局面で評価することになるが、各種の改善成果は最終的に文書化された形で残されることになるので、規定文書類の制定・改正の実績をPDCA展開のバロメーターにすることが出来る。

この度の監査では、品質保証総括要領、土木管理要領、土木保守管理細則、廃棄物埋設施設 放射線管理総括要領などの品質保証活動上での重要な規定類の改正が頻繁に実施されていることを確認した。高いPDCA展開マインドが維持されている証と評価する。

③ 「改善策」の自律的展開が実施されている。

埋設事業部では、「室」部門と再処理事業部に課せられた改善策の理念を受け継いだ自律的活動が継続されている。

その例として、上述の頻繁な関連規定類の改正、水平展開検討会から入手した情報の埋設事業部内での有効活用に向けての活動、業務終了後の工事反省会の開催などである。このような活動が、風化することなく、今後とも継続的に実施されることを期待する。

④ 前回の定期監査での「観察事項」及び「提言事項」が前向きにフォローされている。

前回の定期監査において、1件の観察事項と2件の提言事項を提起した。

観察事項については、協力会社が行った測定結果を放射線管理課に確實に引き渡すことに関連したものであるが、委託業務仕様書中に当該事項が明記され、規定された内容に従った処置が確實に実施されていることを確認した。

また、2件の提言事項についても、確實な処置の実施及び規定類への反映が行われ、個人差のない業務遂行が可能となるなど、参考提言を前向きに捉えたフォロー活動が行われていることを評価したい。

以上

平成 20 年度第 1 回定期監査

埋設事業部に関する監査結果
(部署別の詳細版)

部署別 監査結果 (埋設 No. 1)

被監査部門	埋設事業部 安全管理部 品質保証課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成20年7月31日	
(文書監査)		
規定類の見直しが現在実施中であり、前回監査以降に新規制定されたものはないため文書監査は省略した。		
(実地監査)		
1. 前回提言事項のフォロー		
■前回の提言事項		
内部品質監査の評価に際して、「要望事項」と「観察事項」に区分されているが、いずれも被監査部署が採用の要否を決定する事になっている。上述のような識別を行った背景は両者間の提言内容の重要度に差異があることに起因したものと推察されることから、この両者の処置内容についても何らかの区別を行うことが望まれる。		
⇒ 「品質保証総括要領等の改正（予定）」		
・観察事項については、何らかの対処を要求することに変更		品質保証総括要領 E50052-001-08
・品質保証総括要領等の関連規定を改正予定（改正案の新旧比較表で確認）		
上記のようなフォローが確実に実施されていることを確認した。その活動を評価したい。		
2. 社長レビュー		
■2007年度第4回トップマネジメントレビュー(2008.3.24)		
・議事録から、2007年度の総括が行われ計画通り適切に実施との評価がなされていることを確認した。		
・2008年度の全社品質方針及び2007年度実績を踏まえた2008年度埋設事業部の品質目標が承認された。社長からの特別なコメントはなし。		
■2008年度埋設事業部の各部課の品質目標、業務目標の設定		
・上記で承認された事業部目標に従って、品質保証課の品質・業務目標が作成されていることを確認した。8月に埋設事業部に対する社長レビューを受ける予定となっている。		
3. 不適合・不具合管理		
不適合・不具合に係る案件として、既に処置済である不具合事例（消防資材の自主点検未実施）をサンプリングし、適切な対応がなされているか否かについて監査を行った。当該事例に対しては、不具合処理票が発行され、発生原因ならびに根本原因の追求がなされている。再発防止策として、右記マニュアルが新規に作成され、本件に係る定例業務に対して、スケジュール管理表及び実績フォローする仕組みが適切に規定されていることを確認した。		不具合処理票 G50052-006-02 埋設技術課 定例業務 管理マニュアル G51801-032-00
4. 内部監査		
■2008年度内部監査計画		
・計画書（案）は作成済であり、承認待ちの状況にある。本計画書中には実習生に対するOJT、監査員認定評価の実施が計画されている。		
■内部監査方針、重点監査項目		
・監査チーム用監査準備資料が作成されている。当該資料中には部署毎の特有な監査重点項目が記載されていることを確認した。		
■内部監査員		
・主任監査員、監査員の認定者リストが整備されている。また、各監査員レベルの資格要件についても明記され、適切に運用されていることを確認した。		内部監査員認定者リスト H50052-08-009-00

■廃棄体監査員（発電所の監査）

- ・廃棄体監査員として業務経験、内部監査員資格、ISO審査員研修終了が必要
- ・主任監査員6名、監査員5名
- ・増員のため育成計画作成

5. 水平展開検討会

品質保証室が事務局で、埋設事業部として品質保証課が参画している。下記の再処理施設からの社内水平展開テーマで活動状況を確認した。

■㈱ニッタイ野田工場製鋼管の設置状況に係わる調査

- ・品質保証課でニッタイ、トラブル詳細等の情報収集
- ・埋設事業部での配管調査フローを作成
- ・関連部署へ右記の調査依頼書を発行（2008.5.30）
- ・貯蔵管理、建屋関連設備の配管材料仕様書等を調査（材料、寸法、メーカー等）

調査依頼書兼予防処置
報告書
E50052-203-08

品質保証室（事務局）から送付される多数の水平展開情報を、品質保証課では埋設事業部のものに置き換えて、関連部署と一体となってリスク調査を実施している。この調査の過程で、配管計装図、材料記録等の記録保管の重要性を再確認する機会ともなっており、意義ある活動と評価できる。

6. 小集団活動

埋設事業部としては8チームが活動している。今年度は、少人数ではあるが品質保証課単独で業務に密着したテーマ「規定類レビュー方法の明確化」で取組む予定である。各小集団活動をより活性化する試みとして、事業部長が小集団活動状況を巡視する場を設ける取り組みが進みつつある。

（第三者監査所見）

上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。

部署別 監査結果 (埋設 No. 2)

被監査部門 監査実施日	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 土木課 平成20年7月31日	N (文書監査) 事前に入手した右記の規定類(要領、細則レベル)に改訂が行われていたことから、当該文書に対して文書監査を実施した。 「土木管理要領」は、関係法令の名称見直し等を反映したものであり、「土木保守管理細則」は、台風・大雨・暴風時における対策を追加したものである。また、「土木操業管理細則」は、充てん作業開始に先立つ品質管理内容の見直しを行ったものである。 いずれの文書も作成以来、改訂当時の実情を反映した改正が繰り返されており、PDCA展開が継続的に機能している証であると評価する。	備考 (参照規定類、等) 土木管理要領 E51901-001-21 土木保守管理細則 F51901-004-16 土木操業管理細則 F51901-003-25
(実地監査) (プロセス監査)	土木課の主要業務である「モルタル充てん作業」に関して、土木課の業務開始段階から終了段階までの業務が適切に実践・実行されているか否かを規定類／記録類の閲覧と聞き取りによる監査を実施した。	1. 業務計画の策定と充てん業務実施に係る事業部長承認 各年度における土木課の業務目標を受け、具体的活動が決定されている。当該管理項目中には、土木課の主要業務である充てん業務が含まれている。 各年度初めに充てん業務に係る稟議が立案され、埋設事業部長決裁(平成 19 年 6 月 21 日)がなされていることを確認した。	埋設設備2007年度充てん業務 追加仕様書 H51901-07-仕-004
2. 委託企業の選定	埋設事業部における充てん業務の稟議決裁を受け、委託先選定依頼が業務管理室に対して行われるとともに、委託業務の概要が記載された「埋設設備 2007 年度充てん業務 追加仕様書」が同時に提出されている。本仕様書内容は、土木課内での審査・承認が行われるとともに、保安規定に基づく処置として廃棄物取扱主任者の確認も得ていることを確認した。 調達先選定に際しては、調達先評価表による評価が適切に実施されており、また、選定された委託会社が当該年度の業務を終了し、検収段階においては、委託会社に対する検収時評価もなされており、次年度への調達先選定のためのフォローが適切に実施されている。 業務管理室からの契約決定通知は、土木課内の関係者に確実に通知されていることも併せて確認した。	3. 施工計画書の承認 委託会社の決定に伴い、土木課から提示された仕様を反映した施工計画書が委託会社より提出されている。この内容に関しては、着工前に委託会社との間で事前打合せが実施されている。打合せ内容は、議事録として取りまとめられている。本議事録を閲覧したところ、施工計画書記載内容の細部に至るまでの事項について詳細検討がなされていることを確認した。委託会社の業務を確実に把握し、管理する姿勢は大いに評価できるものである。 この打合せ内容は、関連他部門にも送付され、他部門長の確認も受けている。	埋設設備2007年度充てん業務 施工計画書 施工計画書-01-00

4. 工程管理

充てん作業の実施に先立ち、各種工程表(月間、週間他)が確実に作成・承認されている。

充てん作業時における立会等の監理方式については、右記の管理基準に規定されており、充てんモルタル作業に係る立会が確実に実施されていることを記録により確認した。併せて、充てんモルタル圧縮強度試験についても、立会が行われていることを記録により確認した。

埋設設備充てん業務品質管理基準
G51901-007-18

5. 操業管理

当該設備では、製作及びモルタル充てん作業は土木課の所管であり、廃棄体の定置作業は運営課が実施する体制である。このため、各操業プロセスにおいて、土木課と運営課との間で、業務に係る確実な連絡体制の構築が重要となる。

上記の件に関して、土木管理要領に規定されている下記のプロセスにおける両課間の連絡が確実に実施されていることを記録により確認した。

- 1) 埋設設備が所定の社内検査に合格していることの通知(土木課→運営課)
- 2) 該当する廃棄体定置作業完了の通知(運営課→土木課)

- ・連絡文書
S51901-05-049
- ・連絡文書
S51901-06-037
- ・連絡文書
S51802-07-122

6. 力量管理

土木課員の力量は、力量評価表に取りまとめられている。また、土木管理要領中に規定されている「監理員」についても土木課長の承認(2007年8月1日)のもと、土木課の監理員名簿は、協力会社にも通知されていることを記録により確認した。

埋設設備2007年度充てん業務 測定機器校正手順及び校正記録
F51901-003-24 様式-20

7. 計測機器の校正

土木課で使用される計測機器類は、一覧表に取りまとめられており、機器名称、機器番号及び有効期限等が確実に管理されていることを確認した。

土木保守管理細則
F51901-004-16

8. 巡視・点検

右記規定中に記載されている巡視点検の一例として、直近に発生した地震(平成20年7月24日)時の臨時点検の状況について確認したところ、地震発生から60分以内には、埋設設備に対する点検が速やかに実施されていることを記録により確認した。点検結果は、当日中に廃棄物取扱主任者まで報告されており、迅速な対応がなされていることを確認した。

事前巡回及び定期点検に係る記録も閲覧したが、いずれの場合も適切な対応であった。

9. 工事反省会

2007年度の充てん業務が終了した時点において、工事反省会が開催(2008年4月16日)されている。本会議には、土木課及び委託会社メンバーが出席し、当該業務実施時における改善事項等のまとめと次回以降の充てん業務への反映が議論されている。確実な調達先管理ならびに充てんモルタルの品質管理向上に対しても有益な会議であると評価する。

(第三者監査所見)

上記の監査範囲において、品質システムは非常に良好に機能していると判断する。

部署別 監査結果 (埋設 No. 3)

被監査部門	埋設事業部 安全管理部 放射線管理課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成20年7月31日 H	
(文書監査)	事前に入手した右記の放射線管理総括要領及び放射線測定器類保守管理細則の文書監査を実施した。これらの規定類は、上位規定の改正や表現の適正化等のために適時見直しが実施されており、PDCA展開が継続して実行されていると評価できる。	廃棄物埋設施設 放射線管理総括要領 E50401-004-23 濃縮・埋設事業所 放射線測定器類保守管理細則 F50401-026-09
(実地監査)		
1. 前回観察事項のフォロー		
■前回の観察事項	協力会社へ委託された測定業務の結果は十分な妥当性チェックが行われていることを入手した記録から確認できたが、当該記録を協力会社が放射線管理課に正式に引き渡したエビデンスが確認できなかった。(JEAC4111-2003 4.2.4、及び 8.2.4 参照) ⇒ 「委託仕様書の改正」 2008年度の委託業務仕様書に、提出資料として「業務成果の記録一覧（作業日報に添付）」が追加された。なお、7月9日の放射能・水質分析業務を任意抽出して、作業日報で提出書類（改善点：記録名記載）の授受確認が実施されていることを確認した。	放射線管理業務委託仕様書（2008年度） H50401-07-AA-仕001-00 放射線管理業務 作業日報・作業予定 H50401-008-AA05
■前回の提言事項	排水・監視設備において排水があった場合の運営課からの通知に対して、放射線管理課が正式に受け取った記録を残すことが望ましい。 ⇒ 直近の記録をサンプリングし、その記録内容を確認した結果、運営課からの通知に対して、確実に放射線管理課長が受領した旨の記録が残されていることを確認した。	
	上記のようなフォローが確実に実施されていることを確認した。その活動を評価したい。	
2. 請負事業者に対する放射線管理	放射線管理総括要領及び放射線測定器類保守管理細則で決められたことが規定通りに実施されているか否かについて実地監査を行った。	
■放射線防護処置の遵守：契約時に放射線管理仕様書を添付		
■遵守状況の確認：管理区域内作業状況パトロール記録(2008.3.7)，指摘事項等がある場合は作業主管課へ連絡し、改善までを放射線管理課長が確認する仕組みがルール化されている。		管理区域内作業状況パトロール記録 F50401-019-16-10
3. 放射線測定機器の定期校正		
■ポータブルエアサンプラーの校正：頻度（2回/年）、基準校正器の使用、記録		
■校正者の資格認定	放射線管理課員及び放射線管理業務作業認定者リスト（協力会社員）で放射線管理課長の確認を受けた者のうちの協力会社員	
■校正成績書	放射線測定機器管理者（放射線管理課員及び協力会社員）のうち、協力会社員が校正し、JNFL 校正担当者が書類内容を確認し、放射線管理課長が承認	試験検査装置校正成績書 F50401-026-09-05

4. 放射線管理業務者の教育・力量管理

下記の記録を閲覧し、力量管理が適切に実施されていることを確認した。

■保安に係わる力量評価：評価表

■放射線管理業務に係わる力量評価：個人別評価表 (G50401-015-14-01)

■放射線管理業務作業認定者リスト

5. 規定改正時の他規定類との整合

■放射線測定器類保守管理細則の改正：放射線施設管理マニュアルは同時に改正済。第4節の関係規定類との整合（今回は他規定への影響がないと判断されたことから、他部門へのコメント依頼表は発行されていない）が規定されている。

加工施設 放射線施設管理マニュアル
G50401-021-15

(第三者監査所見)

上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。

(提言事項)

1. 不具合時の妥当性評価

サーベイメータ等で不具合が発見された場合には、放射線測定器類保守管理細則の2.5.5（不具合時の妥当性評価）で、放射線測定機器類管理者（放射線管理課員及び協力会社員）は過去の測定結果について妥当性を評価するとなっている。作成様式では、放射線管理課長が妥当性を承認するようになっており、本文においても放射線管理課長が承認するように記載することが望まれる。

2. 放射線測定器類の校正者資格認定

協力会社の校正者は協力会社内で認定され、放射線管理課長が確認する仕組みとなっている。しかしながら、現在、明確な資格要件が規定されていないことから、該当する規定中に校正者の資格認定条件を明記することが望まれる。

添付-2

平成 20 年度第 1 回 第三者定期監査日程及び出席者 (埋設事業部)

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
7月31日	9:30~10:00	全被監査部門	オープニング ミーティング	対応者: 事務局: 	濃縮・埋設 事務所 1階 A会議室
	10:00~12:00	安全管理部	監査	対応者: 	濃縮・埋設 事務所 2階 会議室
	13:00~15:30	低レベル放射性 廃棄物埋設センター	監査	対応者: 	濃縮・埋設 事務所 3階 研修室
	15:30~17:20	安全管理部	監査	対応者: 	濃縮・埋設 事務所 3階 研修室
8月4日	16:00~16:30	全被監査部門	クロージング ミーティング	対応者: 事務局: 	濃縮・埋設 事務所 1階 A会議室

注記：個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。（日本原燃）